

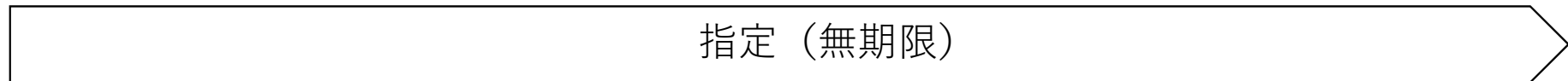
指定給水装置工事事業者制度 と各種届出事項

壱岐市上下水道課

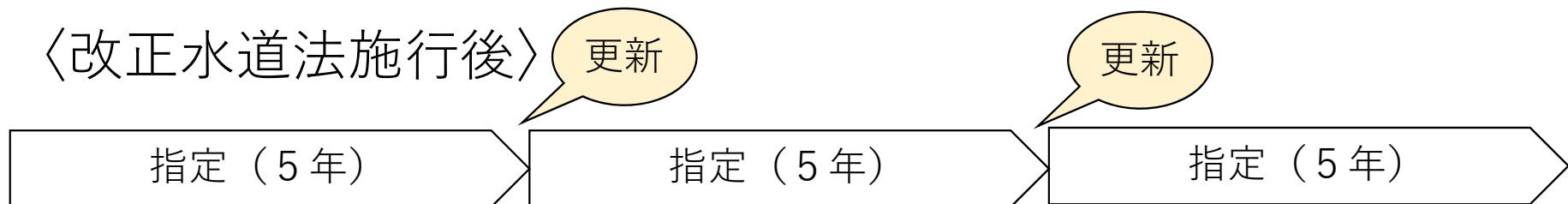
指定の更新について

- ・ 令和元年10月1日に改正水道法が施行
- ・ 全ての指定事業者は、**5年**ごとに更新手続が必要

〈改正水道法施行前〉



〈改正水道法施行後〉



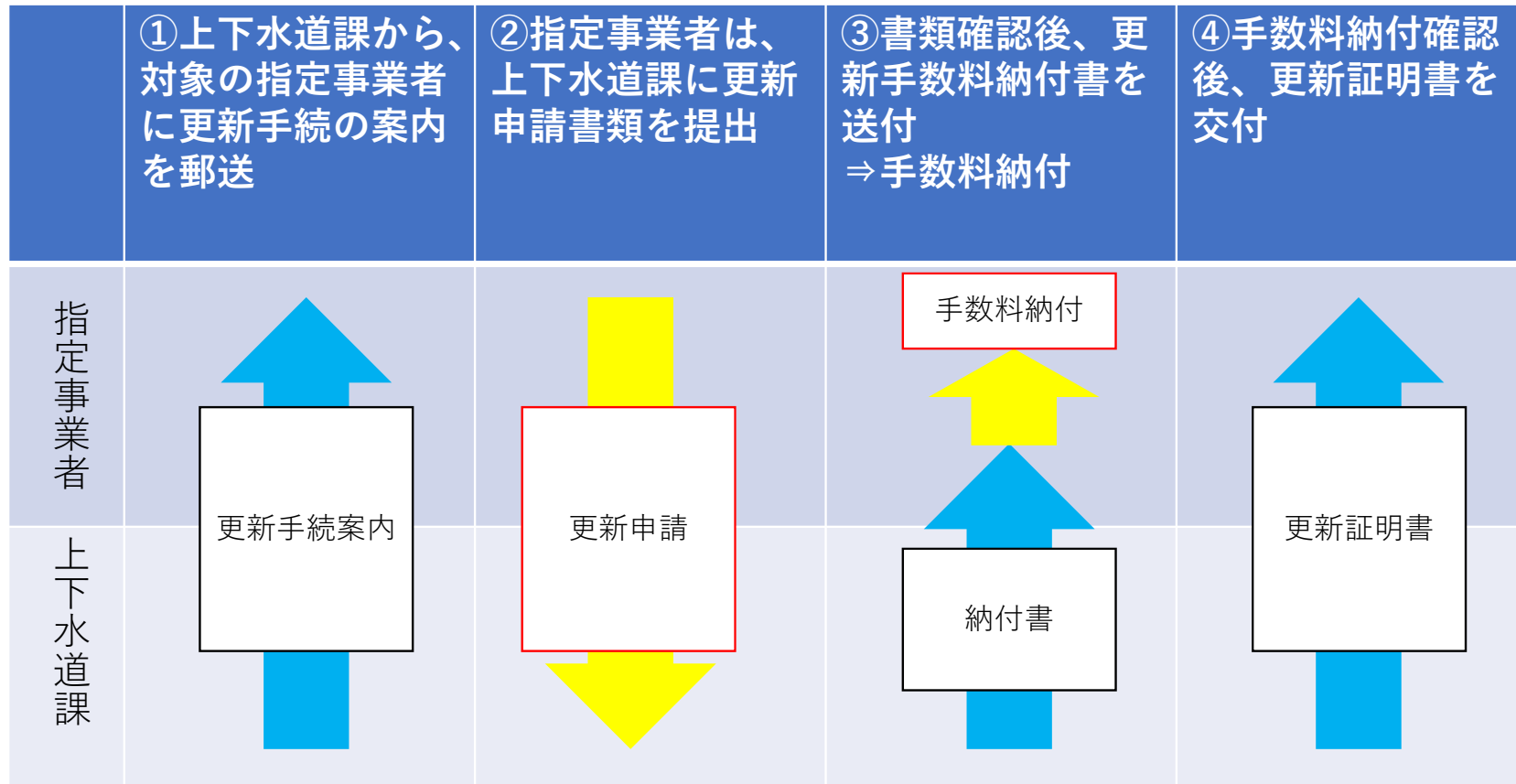
指定更新の要件及び様式

更新の要件及び様式は、新規指定時の申請・基準を準用

水道法第25条の3（指定の基準）

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具を有すること
- ③水道法第25条の3に規定された欠格要件に該当しない者

更新手続について



更新時の確認事項について

- ① 壱岐市上下水道課が実施する指定給水装置工事事業者講習の受講実績
- ② 業務内容（休業日・営業時間、漏水等修繕対応の可否など）
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

給水装置工事主任技術者の届出について

水道法第25条の4（給水装置工事主任技術者）

・給水装置工事主任技術者の選任・解任時は、「**給水装置工事主任技術者選任・解任届出書**」を提出

※選任の場合は、「**給水装置工事主任技術者免状**」または「**給水装置工事主任技術者証**」の写しを添付

給水装置工事主任技術者の役割

水道法第25条の4（給水装置工事主任技術者）

- ①給水装置工事に関する技術上の管理
- ②給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- ③給水装置の構造及び材質が基準に適合していることの確認
- ④水道事業者との連絡調整

指定事項の変更の届出について

水道法第25条の7（変更の届出等）

- ①事業所の名称及び所在地
- ②氏名または名称及び住所
- ③法人にあっては、代表者及び役員の氏名
- ④給水装置工事主任技術者の氏名または免状の交付番号

上記①～④に変更があれば届出が必要

廃止・休止・再開の届出について

〈廃止または休止の日から**30**日以内に届出が必要〉

- ①給水装置工事事業の廃止
- ②給水装置工事事業の休止

〈再開の日から**10**日以内に届出が必要〉

- ③給水装置工事事業の再開（休止中からの再開）

| 申請者 | 内容 | 具体例 | | 届出方法 | |
|----------|------|---------------------------|-------------------|---------|------------------------|
| 個人 | 法人化 | 個人⇒法人 (法人⇒個人も同様) | | 廃止・指定申請 | |
| | 相続 | 個人が死亡し、相続人が事業を継続 | | 廃止・指定申請 | |
| 法人 | 組織変更 | 合同会社 合名会社⇒株式会社 合資会社 | | 廃止・指定申請 | |
| | | 有限会社⇒株式会社 | | 指定事項変更届 | |
| | | 合同会社・合名会社・合資会社間 | | | |
| | 合併 | 指定工事店 A と 指定工事店 B が合併 | A が B を吸収合併 | | A は、指定事項変更届 B は、廃止届 |
| | | | 新会社 C 設立 | | A、B ともに廃止届 C が指定申請 |
| | | 会社 A と 指定工事店 B が合併 | A が指定工事店 B を吸収合併 | | A が指定申請 B は廃止届 |
| 新会社 C 設立 | | | B は廃止届 C が指定申請 | | |

事業の運営の基準

水道法施行規則第36条

- ①給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名
- ②配水管から分岐して給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管および他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行う事ができる技能を有する者を配置
- ③前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう当該工事を施行

事業の運営の基準

- ④給水装置工事主任技術者およびその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保
- ⑤構造・材質基準に適合しない給水装置を設置しない。給水管および給水用具の切断、加工、接合等に適しない機械器具を使用しない。
- ⑥施行した給水装置工事の記録を作成し、3年間保存

指定の取消し

- ①指定の基準（水道法第25条の3）に適合しない
- ②給水装置工事主任技術者を選任しない、選任・解任の届出をしない
- ③指定事項の変更・廃止・休止・再開の届出をせず、または虚偽の届出をした
- ④事業の運営の基準に従った適正な事業の運営をすることができない
- ⑤給水装置工事主任技術者の検査立会の求めに対し、正当な理由なく応じない

指定の取消し

- ⑥給水装置工事に関する報告または資料の提出の求めに対し、正当な理由なく応じず、または虚偽の報告もしくは資料の提出をした
- ⑦施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、または与えるおそれが大であるとき
- ⑧不正の手段により指定を受けたとき

おわり

指定給水装置工事事業者の更新手続きは、窓口において書類確認を行います。余裕を持ったの申請をお願いします。

以上で説明会は終了です。

お疲れ様でした。